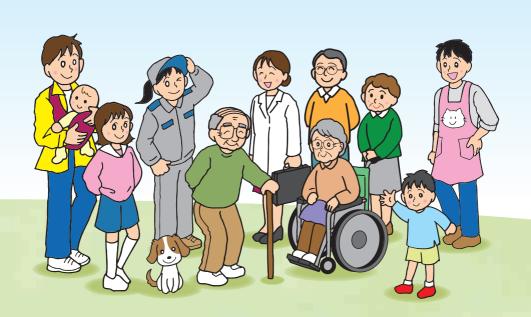


男女共同参画の 視点から考える 表現ガイド

よりよい 公的広報^を めざして



埼玉県県民生活部男女共同参画課

も く じ

1 表現		2
	見ガイドの必要性	3
(1)	company	
(2)	表現の与える影響	
(3)	男女共同参画社会の実現	
3 考え	てみようその表現	4
~6	つのパターン~	
(1)	男女のいずれかを排除したり	
	いずれかに偏ったりしていませんか?	
(2)	必要以上に女性と男性を区別していませんか?	
(3)	男女間が優劣・上下の関係になっていませんか?	
(4)	性別によって役割を固定していませんか?	
(5)	女性を飾り物・性的対象物として扱っていません。	か?
(6)	言葉の使い方は	
	男女を公正に扱うものになっていますか?	
4 表現チェックシート		

男女共同参画の意識づくり

男女がともに人権を尊重しあい、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を解消していくことが必要です。

今後、高度情報化の進展により、表現が人々の意識形成に与える影響は更に拡大すると考えられます。そこで、行政の広報においても積極的に男女共同参画の視点を取り入れることが重要となります。

埼玉県では、全国に先駆けて平成12年3月に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、この条例の中に「公衆に表示する情報に関する留意」を規定しています。また、この条例に基づき平成29年3月に策定した「埼玉県男女共同参画基本計画」では、県が「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を基に率先して取組を行うことや、他の機関や民間のメディアに対しこうした県の取組を広く周知することとしています。

この「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」が県の広報 において活用されるにとどまらず、県民、事業者、メディアの方々 にも広く参考としていただけることを願っています。

埼玉県男女共同参画推進条例

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割 分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度 の性的な表現を行わないように努めなければならない。

1 表現ガイドのねらい

- ●この表現ガイドは、日本国憲法第 21 条の「表現の自由」を規制しようとするものではなく、男女共同参画の視点から考えて、どのような表現がなぜ問題なのか、そしてより適切に表現するにはどうしたらよいのかを考える手がかりを提供することを目的としています。
- ●県の機関による広報を対象としていますが、県の機関にとどまらず、 県民、事業者、メディアの方々にもご活用いただきたいと考えます。
- ●広報媒体としては、次の媒体があります。
 - ①広報紙(誌)
 - **2**ポスター
 - ❸パンフレット、リーフレット
 - 4新聞、雑誌等への掲載広報
 - **⑤**インターネット上のホームページ、メールマガジン、 SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、動画サイト
 - 6 白書その他の刊行物
 - **⑦**記者発表資料

なお、テレビ、ラジオ、DVD、ビデオもあります。これらにおいてもできる限り参考にすることが望まれます。

●表現の種類としては、文字、イラストがあります。写真、動画についてもできる限り参考にすることが望まれます。

2 表現ガイドの必要性

(1)偏りのない広報

県の広報は、伝えるべき人々すべてに、正確で効果的に誤解なく伝えることが必要です。例えば、ポスターで若い女性ばかりを起用していたり、イラストの中で、常に説明するのは男性で説明を受けるのは女性であったりします。しかしながら、それは多様な現実を反映しておらず、偏ったイメージを提供してしまうおそれがあります。また、偏ったイメージにより効果的な広報が妨げられ、内容が正確に伝達されない可能性もあります。

(2)表現の与える影響

言葉や視覚・聴覚に訴える表現は、人々の意識に大きな影響を与える力を持っています。

例えば、現実には働く女性が多くいるのに、広報で家事・育児をする女性ばかりを表現していると、女性が働くことが一般的になっているという現実への認識を遅らせることになります。

特に、画像・映像は言葉が理解できなくても受け入れられてしまうため、子供の頃から繰り返し目にすることでイメージが形成されるおそれがあります。

(3) 男女共同参画社会の実現

表現の与える影響が大きいことを考えると、広報活動において男女 共同参画の視点に立った表現をすることで、男女が共に人権を尊重し あい、それぞれの個性を発揮できる男女共同参画社会を実現すること ができるといえます。

そのためにも、わかりやすい表現ガイドを作成して、まず行政の広報において率先して男女共同参画の視点に立った表現(ジェンダーにとらわれない表現)をすることが重要です。

〔ジェンダーとは?

ジェンダーとは「女らしさ、男らしさ」、「女の役割、男の役割」といった社会的・文化的に形成された性別のことです。

ジェンダーにとらわれないということは、性別にかかわりなく持っている可 能性や自分らしさを発揮すること、そして多様な生き方を認め合うことです。